

第 68 号議案

神戸市旅館業法の施行等に関する条例等の一部を改正する条例の件

神戸市旅館業法の施行等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月29日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市旅館業法の施行等に関する条例等の一部を改正する条例

(旅館業法の施行等に関する条例の一部改正)

第 1 条 神戸市旅館業法の施行等に関する条例（平成16年3月条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)	(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)
第2条 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「令」という。）第1条第1項第8号に規定する条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。	第2条 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「令」という。）第1条第1項第8号に規定する条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。
(1)～(4) [略]	(1)～(4) [略]
(5) 玄関帳場を有しない施設にあっては、次の要件を満たすものである	(5) <u>令第1条第1項第2号に掲げる基準を満たしている</u> 玄関帳場を有

<p>ること。</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>(6)～(16) [略]</p> <p>(施設の指定等)</p> <p>第7条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項、<u>第3条の3第2項及び第3条の4第3項</u>において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 博物館(博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定するものをいう。)及び博物館に相当する施設(同法<u>第31条</u>の指定を受けた施設をいう。)</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(宿泊を拒むことができる事由)</p> <p>第9条 法<u>第5条第4号</u>に規定する条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>しない施設にあっては、次の要件を満たすものであること。</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>(6)～(16) [略]</p> <p>(施設の指定等)</p> <p>第7条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項<u>及び第3条の3第3項</u>において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 博物館(博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定するものをいう。)及び博物館に相当する施設(同法<u>第29条</u>の指定を受けた施設をいう。)</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(宿泊を拒むことができる事由)</p> <p>第9条 法<u>第5条第3号</u>に規定する条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>
--	--

(興行場法施行条例の一部改正)

第2条 神戸市興行場法施行条例(平成24年12月条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及

び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 法第2条第1項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>申請を行う者の住所、氏名及び生年月日</u>(法人にあっては、その名称、<u>主たる事務所の所在地及び代表者の氏名</u>)</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>2 前項の申請書には、<u>次に掲げる書</u></p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 法第2条第1項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。<u>ただし、興行場営業を営む者が当該興行場営業を譲渡したときは、当該興行場営業を譲り受けた者は、第3号及び第4号に掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。</u></p> <p>(1) <u>氏名及び住所</u>(法人にあっては、その名称、<u>代表者の氏名及び主たる事務所の所在地</u>)</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>この項ただし書の規定の適用を受ける場合</u>にあっては、<u>当該興行場営業を譲り受けたことを証する旨</u></p> <p>2 前項の申請書には、<u>興行場の構造</u></p>

類を添付しなければならない。

- (1) 法人にあっては、当該法人の定款又は寄附行為の写し
- (2) 興行場の構造設備を明らかにした図面
- (3) その他市長が必要があると認める書類

(事業譲渡による地位の承継の届出)

第4条の2 法第2条の2第2項の規定に基づく営業者の地位の承継の届出(事業譲渡に係るものに限る。)は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

- (1) 届出を行う者の住所、氏名及び生年月日(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 興行場営業を譲渡した者の住所及び氏名(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (3) 譲渡の年月日
- (4) 興行場の名称及び所在地

2 前項の書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法人にあっては、当該法人の定

設備を明らかにした図面その他市長が必要があると認める書類を添付しなければならない。ただし、興行場営業を営む者が当該興行場営業を譲渡したときは、当該興行場営業を譲り受けた者は、興行場の構造設備に変更がない場合に限り、当該図面の添付を省略することができる。

款又は寄附行為の写し

(2) 興行場営業の譲渡が行われたことを証する書面

(相続による地位の承継の届出)

第5条 法第2条の2第2項の規定に基づく営業者の地位の承継の届出(相続に係るものに限る。)は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

- (1) 届出を行う者の住所及び氏名並びに被相続人との続柄
- (2) 被相続人の住所及び氏名
- (3)、(4) [略]

2 [略]

(合併又は分割による地位の承継の届出)

第6条 法第2条の2第2項の規定に基づく営業者の地位の承継の届出(合併又は分割に係るものに限る。)は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

- (1) 届出を行う法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- (2) 合併により消滅した法人又は分割前に興行場営業を営んでいた法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

(相続による地位の承継の届出)

第5条 法第2条の2第2項の規定に基づく営業者の地位の承継の届出(相続に係るものに限る。)は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

- (1) 届出を行う者の氏名及び住所並びに被相続人との続柄
- (2) 被相続人の氏名及び住所
- (3)、(4) [略]

2 [略]

(合併又は分割による地位の承継の届出)

第6条 法第2条の2第2項の規定に基づく営業者の地位の承継の届出(合併又は分割に係るものに限る。)は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

- (1) 届出を行う法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 合併により消滅した法人又は分割前に興行場営業を営んでいた法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

<p>(3)、(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(変更等の届出)</p> <p>第7条 営業者は、次に掲げる場合は、その事実が発生した日から10日以内に市長にその旨を届け出なければならない。</p> <p>(1) <u>住所又は氏名</u>（法人にあっては、その名称、<u>主たる事務所の所在地又は代表者の氏名</u>）を変更したとき。</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(3)、(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(変更等の届出)</p> <p>第7条 営業者は、次に掲げる場合は、その事実が発生した日から10日以内に市長にその旨を届け出なければならない。</p> <p>(1) <u>氏名又は住所</u>（法人にあっては、その名称、<u>代表者の氏名又は主たる事務所の所在地</u>）を変更したとき。</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>
---	---

(手数料条例の一部改正)

第3条 神戸市手数料条例（平成12年3月条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(手数料)	(手数料)
第2条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定め	第2条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定め

<p>る額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(31) [略]</p> <p>(32) 旅館業法第3条の2第1項、<u>第3条の3第1項又は第3条の4第1項</u>の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査 1件につき 7,400円</p> <p>(33)～(158) [略]</p>	<p>る額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(31) [略]</p> <p>(32) 旅館業法第3条の2第1項又は<u>第3条の3第1項</u>の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査 1件につき 7,400円</p> <p>(33)～(158) [略]</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日（以下「法施行日」という。）又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

- 法施行日前に興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第2項に規定する興行場営業を譲り受けた者に係るこの条例による改正前の神戸市興行場法施行条例第2条の規定の適用については、なお従前の例による。

理 由

旅館業法（昭和23年法律第138号）の改正等に伴い、条例を改正する必要があるため。

第68号議案「神戸市旅館業法の施行等に関する条例等の一部を改正する条例の件」の概要

1. 概要

「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」の公布（令和5年6月14日）に伴い所要の改正を行う。

法改正により、生活衛生関係営業等（旅館業法、食品衛生法、理容師法、興行場法、公衆浴場法、クリーニング業法、美容師法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律）において、これまで事業譲渡により営業を引継ぐ際は、新たな営業許可を必要としていたところ、事業を譲り受けた事業者は、新たに許可の取得を行うことなく届出により相続及び法人の吸収・合併等と同様に営業者の地位を承継することができるようになる。

2. 改正内容

(1) 手数料条例

- ・旅館業法以外の生活衛生関係営業等の事業を譲り受けた事業者は、「新規申請」は不要となり、「届出」となることから手数料も不要になる。
- ・ただし、旅館業は、「新規申請」は必要ではなくなるが、旅館等が犯罪等に利用されることを防ぐ等の観点から、法により営業者の適格性（例：暴力団員でないこと。旅館業法による処分歴がないこと等）を確認することと定められているため、「承継申請」（手数料7,400円）による「承認」が必要となる。

() は手数料

	改正前	改正後
公衆浴場・興行場	新規申請 (22,000円)	届出〔承継届〕 (不要)
理容所等 [※]	新規申請 (16,000円)	届出〔承継届〕 (不要)
旅館業	新規申請 (22,000円)	承継申請 (7,400円)

※理容所・美容所・クリーニング所、飲食店

(2) 興行場法施行条例

- ・事業譲渡による地位の承継の届出を新設
(興行場のみ承継手続きを市条例にて規定、その他の業種については、各法律施行規則にて手続きの定めがあるため、条例改正は不要)

(3) その他

- ・必要な規定及び条ずれの修正等所要の改正
(興行場法施行条例・手数料条例・旅館業法施行条例)

3. 施行期日

12月13日（改正法の施行日）又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日